

＝ 主な内容 ＝

統一地方選挙に関するお知らせ	2
犬の登録及び狂犬病予防注射について	3
心のバトン	4
お知らせ	5～12
文化協会だより	13

NO.12

2007.3
MARCH

～ 元気・交流・未来へ ふるさと東みよし町 ～



ソフトバレーボール大会

広報

東みよし



4月8日(日)は統一地方選挙の投票日です

4月8日には、徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙(三好第2選挙区)が行われる予定です。徳島県の未来を決める大切な選挙です。棄権することなく必ず投票しましょう。

～統一地方選挙に関するお知らせ～

①投票できる方(次の(1),(2)両方の要件を満たす方)

- | | |
|----------|---|
| (1) 年齢要件 | 昭和62年4月9日以前に生まれた方(平成19年4月8日現在で満20歳以上の方) |
| (2) 住所要件 | 平成18年12月29日までに東みよし町に住民登録されている方で、引き続き住所を有している方 |
- ※12月30日以降に転入された方については、前住所地(県内に限る)の選挙人名簿に登録されていれば、東みよし町住民課又は総合窓口課で、「引き続き住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を発行してもらい、これを前住所地の市町村選管に提出して投票を行うこととなります。

②選挙当日、所用により投票所に行けない場合でも、下記のとおり期日前投票ができます。

【期日前投票】

- | | |
|---------|--|
| (1) 期 間 | 1) 徳島県知事選挙 3月23日(金) ～ 4月7日(土)
2) 徳島県議会議員一般選挙 3月31日(土) ～ 4月7日(土) |
|---------|--|
- ※徳島県議会議員一般選挙は告示日が3月30日のため、期日前投票開始日が少し遅れます。
- | | |
|-----------|--|
| (2) 場 所 | 東みよし町役場 ※三加茂庁舎(2F)、三好庁舎(1F) どちらでも投票できます。 |
| (3) 時 間 | 午前8時30分 から 午後8時まで |
| (4) そ の 他 | 後日郵送されます入場券をご持参ください。 |

③病院や施設等に入院・入所されている方も、不在者投票のできる施設に指定されていれば、その病院内又は施設内において不在者投票ができます。

【不在者投票】

- | | |
|----------|---|
| (1) 期 間 | 上記期日前投票の期間と同じ |
| (2) 手続方法 | 入院(所)している病院(施設)の長に対し、不在者投票を行う意思を伝えることで、選挙人名簿に登載されている市町村へ病院長(施設長)から投票用紙等が代理請求されます。その後、市町村から送られてきた投票用紙等一式により、病院長(施設長)管理の元で不在者投票を行います。 |

④身体障害者手帳(両下肢等の障害が1～2級、内臓等の障害が1級もしくは3級及び免疫の障害が1級～3級)又は戦傷病者手帳(両下肢等の障害が特別項症～第2項症、内臓等の障害が特別項症～第3項症)をお持ちの方、並びに介護保険被保険者証に要介護5として記載されている方等については、自宅において投票できる郵便投票制度があります。

- 1) 上記郵便投票に該当する方で、上肢又は視覚の障害の程度が1級の方、及び戦傷病者手帳の上肢又は視覚の障害の程度が特別項症～第2項症までの方は、あらかじめ届出をした代理人に代理記載をしてもらう制度もあります。
- 2) 手帳等の内容により認定されない場合もありますので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 3) 上記の郵便投票は、あらかじめ選挙管理委員会に申請し、郵便投票証明書を交付された方しか行うことができません。

⑤県外等の遠距離の他市町村に、仕事や学業等で長期的に滞在している方については、滞在先の市区町村の選挙管理委員会において、不在者投票を行うことができます。

- ※「投票用紙等の請求書」を提出していただくこととなりますので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

東みよし町選挙管理委員会
☎(0883) 82-6303

+++ 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について +++

犬の生涯に1回の登録と毎年の狂犬病予防注射は、法により義務付けられています。次のとおり実施しますので必ず受けて下さい。

1. 登録 犬の生涯に1回の登録
(平成8年4月1日以降に登録を受けた犬は登録の必要はありません)
2. 狂犬病予防注射 毎年1回受けることが狂犬病予防法により義務づけられています。
3. 手数料



費用	・ 狂犬病予防注射手数料	3,000円(1頭につき)
	内訳 狂犬病予防注射料金	2,450円
	注射済票交付手数料	550円
	・ 登録手数料(新規登録犬のみ)	3,000円(1頭につき)

4. 登録及び予防注射実施日・場所・時間 ※道路事情等により、若干時間が変動する場合があります。

(三加茂地区)

月日	場 所	実施時間	
4月10日(火曜日)	西 町 浅蔭商店 様前	9:20~ 9:30	
	滝 下 生活改善センター前	9:35~ 9:45	
	稲 持 大塚市太郎 様宅前	9:50~ 10:00	
	貞 広 戸川商店 様前	10:05~ 10:20	
	北 村	榎山豊春 様宅前	10:25~ 10:35
		川原医院 様前	10:40~ 10:55
	中 村 旧給食センター前	13:05~ 13:15	
	西中村・加茂団地	加茂第2団地	13:20~ 13:30
	新 町 JR阿波加茂駅前	13:35~ 13:45	
	中 村 可楽智 様前	13:50~ 14:00	
	山 根 生活改善センター前	14:05~ 14:15	
	西庄団地	西庄団地集会所前	14:20~ 14:30
東新町	東みよし町役場前	14:35~ 14:45	
4月11日(水曜日)	西 谷 バス停留所前	9:25~ 9:35	
	平 白川商店 様前	9:40~ 9:45	
	五 名 新田神社前	9:50~ 10:00	
	鍛冶屋敷	川西商店 様前	10:05~ 10:15
	葵 木藤繁樹 様宅前	10:20~ 10:30	
	井 関 脇山明雄 様宅前	10:35~ 10:45	
	安 広 西庄コミュニティセンター前	10:50~ 11:00	
	高 木 井後満恵 様宅前	11:05~ 11:15	
	中 井 JR三加茂駅前	13:05~ 13:15	
	西 山 路 黒島知恵子 様宅前	13:20~ 13:30	
	山 口 ガード下	13:35~ 13:45	
	江 口 JR江口駅前	13:50~ 14:00	
毛田西山	西岡トキ子 様宅前	14:05~ 14:15	
毛 田 毛田小学校前	14:20~ 14:30		
4月12日(木曜日)	古 川	大西伸昌様 宅前	9:30~ 9:40
		びわの橋	9:45~ 9:55
		ゴルフセンター 様前	10:00~ 10:10
	市	向井福繁様 宅前	10:15~ 10:25
	角	三庄公民館	10:30~ 10:40
	西 山 路	高橋製菓 様宅前	10:45~ 10:55
	大 藤	大藤公民館	13:50~ 14:00

(三好地区)

月日	場 所	実施時間		
4月25日(水曜日)	東 山	柳 沢 日吉神社	9:30~ 9:35	
		常 楽 増川集会所	9:55~ 10:00	
		増 川 増川公民館	10:15~ 10:20	
		棟 木 藤本忠行 様宅前	10:30~ 10:35	
		石 木 石木集会所	10:55~ 11:05	
		内 野 日吉神社	11:25~ 11:35	
		つづら	つづら集会所	13:20~ 13:30
		男 山 新田神社	13:50~ 14:05	
		滝久保	五桂神社	14:35~ 14:40
		岸 上	馬岡神社	15:00~ 15:05
			東山公民館	15:15~ 15:25
		岸 下	東山郵便局	15:30~ 15:35
4月26日(木曜日)	昼 間	敷地西	中央電気倉庫	9:20~ 9:40
		敷地東	秋田唯夫 様宅東	9:50~ 10:10
		敷地東	光明寺 児童公園	10:20~ 10:30
		光明寺西	天戸神社	10:40~ 10:50
		宮 内	大宮神社	11:00~ 11:10
		天 神	天神社	11:20~ 11:30
		光 明 寺	東みよし町役場三好庁舎	11:40~ 11:50
		中 屋	基幹集落センター	13:10~ 13:25
		行 常	生活改善センター	13:35~ 13:55
		ハタ・法市	ハタ・法市集会所	14:20~ 14:30
			荒	荒神社
		土 井	旧北消防署	15:10~ 15:20
滝宮神社横の集会所	15:30~ 15:40			
新 町	若宮神社	15:50~ 16:10		
4月27日(金曜日)	足 代	美濃田	美濃田庚申堂	9:20~ 9:30
		行 安	行安集会所	9:40~ 10:00
		長 手	子守神社	10:10~ 10:25
		山 口	山口集会所	10:35~ 10:45
		足代中屋	中野善市 様宅前	11:05~ 11:15
		伊 月	瀧川隆治 様宅西	11:35~ 11:50
		宮の岡	足代八幡神社	13:10~ 13:30
		東 原	久保孝雄 様宅東	13:40~ 13:55
		中ノ段	中ノ段集会所	14:05~ 14:15
			阿部留市 様宅横	14:25~ 14:40
		下ノ段	足代公民館	14:50~ 15:10
		西 原	三好食肉センター 様前	15:20~ 15:35

- ★犬のふんの始末は飼い主が責任をもって始末してください。
- ★犬の死亡、所在地の変更、飼い主の変更は届けが必要です。
- ★未登録、未注射、未変更(死亡)届の場合罰則が適用されます。
- ★捨て犬はしないで下さい。飼えない犬は保健所に!
- ★犬は必ずつないで、放し飼いは絶対にしないでください。

お問い合わせ先
環境課 ☎79-5340

